

## 令和4年度 第1回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和4年7月20日（水）午後2時00分～午後3時30分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 3階洋室A

出席者：板井委員、坂井委員、鈴木委員、谷本委員、津村委員、林あかり委員、林勝則委員、  
谷茂岡委員、柚木委員（五十音順）

Zoomでの参加者：杉江委員、千田委員（五十音順）

11名出席

事務局：坂井総務部長、藤井人権推進課長、加藤男女平等推進係長、小熊人権施策推進係長、  
男女平等推進係員1名

傍聴者：1名

欠席：大山委員、鷹委員、黒崎委員、齊藤委員、佐々木委員、島野委員

議 題：

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和4年3月31日現在）資料1
- (2) 男女平等推進計画（第5次）進捗状況について（令和3年度分）資料2
- (3) 「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について資料3

<事前送付資料>

資料1：政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（集計表）他

資料2：男女平等推進計画（第5次）進捗状況調査票（令和3年度分）

資料3：審議会等への女性の参画促進に関する指針

参考：葛飾区男女平等推進計画（第5次）概要版（新規委員のみ）

参考：葛飾区男女平等推進計画（第6次）本体・概要版（新規委員のみ）

<当日机上配付資料>

- ・葛飾区男女平等推進審議会委員名簿
- ・葛飾区男女平等推進条例
- ・葛飾区男女平等推進審議会規則
- ・葛飾区男女平等推進審議会運営要領
- ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業リーフレット
- ・葛飾区男女共同参画 Schedule Note Book 2022
- ・『知っていますか？性的指向・性自認～「LGBT」について学ぼう～』
- ・葛飾区人権施策推進指針（改定版）本体・概要版（新規委員のみ）
- ・講座チラシ

### 1 開 会

### 2 委員委嘱

委員改選に伴う委員委嘱

### 3 区長挨拶

### 4 委員紹介

委員及び事務局紹介

### 5 葛飾区男女平等推進条例及び葛飾区男女平等推進審議会について

葛飾区男女平等推進条例、葛飾区男女平等推進審議会規則、葛飾区男女平等推進審議会運営要領に基づき事務局が説明

### 6 会長及び職務代理の選任

「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第2項」に基づき、会長の互選を行い、柚木委員に決定した。

また「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第4項」に基づき、会長より職務代理を指名いただき、谷茂岡委員に決定した。

### 7 議 題

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和4年3月31日現在）

事務局より、資料1について説明

会 長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けて皆様からご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：この目標値はどのように設定されているのでしょうか。

事務局：目標値は、32%のことでしょうか。会議体ごとの目標値でしょうか。

委 員：資料1-1の令和3年度末目標値です。

事務局：会議体ごとの目標値でしょうか。

委 員：そうです。目標値にばらつきがあるように感じました。例えば32%であれば一律に32%とすべきと思いました。

会 長：事務局からお願いします。

事務局：令和3年度末の会議体ごとの目標値について、確かに全ての会議体で32%を設定できればよいですが、例えば2の「附属機関」の6番の防災会議は、法律などでこういう職業の人を充てると決められている会議体であり、鉄道や都市整備等については専門職に女性が少

ないため、会議体ごとに状況を踏まえながら、できる限り積極的な登用になるように数値を決めていただいています。

委員：ありがとうございます。

例えば教育委員会では、目標は 17%ですが、実際は 50%であり、目標を達成されています。次の年は目標をそれ以上にしないのでしょうか。

事務局：1の「行政委員会」の1の教育委員会については、令和3年度末の目標値、総数6に対して女性が1で、割合は17%で設定していましたが、実際の割合は50%でした。男女比が半々であればよいため、人権推進課としては、これ以上女性を登用するよう目標を設定することは考えていません。

委員：ありがとうございます。50%を達成したので、次の年の目標を17%ではなく50%にしないのでしょうか。

事務局：今回、令和4年度から8年度までを計画期間とする第6次計画を策定した際に、令和8年度末の目標値を各会議体で設定していただいています。人権推進課として各会議体を持つ所管課に働きかけをした際、令和3年度末目標値よりも高い目標値を設定してほしいと話をしたので、配慮がされていると考えます。

会長：既に高い目標値をクリアしているので、次年度からそれ以上の目標設定をするのかという質問ですね。

委員：はい。例えば教育委員会だけに限らず全体として、目標より高い数値を達成している場合、次の目標はそれ以上にされているのでしょうか。

事務局：計画期間の前に設定した目標値については達成したので、それをまた改めて上の数字を設定することは、まだしておりません。

委員：していないというのは、何か理由があるのでしょうか。

事務局：令和3年度末の目標値を、32%で設定しましたが、年度によって増減がある状況でしたので、まだ着手できていない状況です。

委員：ありがとうございます。

会長：目標値が達成されていて、それ以上の展開があるかどうかのご質問だったと思いますが、そこまでまだ想定されていないということだと思います。ほかにご意見やご質問等はございますか。

委員：法律や条例で制約のある充て職について、どのようなものがあるか整理していただきたいです。ほかにどのような会議体でそのような制約があるのでしょうか。

事務局：例えば7番の国民保護協議会、8番の消防団運営委員会、17番以降、医師にお願いしている大気汚染障害者認定審査会や公害健康被害認定審査会、葛飾区感染症の診査に関する協議会、23番の都市計画審議会等で充て職があります。

会長：よろしいでしょうか。  
ほかにご意見やご質問等はございますか。

委員：資料1-5「(2) 委員総数の女性の参画について」の表について、29.4%から始まり、5年間概ね29%で来ており、目標の32%はいずれも達成していません。結局、5年間やっても変わらないことから、今までと同じことをやっても同じというのは共通認識だと思います。資料3の「女性の参画促進に関する指針」では、裏に推薦依頼文があり、これを新しくすることで29%を32%以上にしようとお考えでしょうか。また、ほかにやろうとしていることがあるのでしょうか。

会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：団体への推薦依頼文については、新しいことではなく、これまで取り組んでいたものです。今後、女性委員を増やす取組方法について、資料1-5の(3)①~④を挙げています。①と③で区から団体にしっかりと働きかけをしていくこと、女性委員を増やしていくという区の方針をしっかりと団体に伝えていくこと、まずはここをしっかりとやってほしいと全庁に話をしました。これによって、結果が出なければ、例えばクオータ制等も検討する必要があると思います。

委員：ありがとうございます。これまで取り組んでいて現状であれば、同じように取り組めば今後も多分同じという印象があったため、新しい計画が始まるところで新しいことを始めたほうがよいと思いました。委員総数が少ない会議体では高い割合を達成するのは難しいが、委員総数が多い会議体であれば割合を高める努力をしやすいと思います。例えば委員総数が何名以上の会議体、あるいは所管部ごとに、その会議体は何%を必須とするような、ある程度絞った形で目標を設定し、そこには指針を渡すという形で取り組むのがよいと思います。

また、充て職があることで取り組みにくい部分以外で、1段階目、2段階目、3段階目と、できるところから手をつけるのがよいと思います。1段階目で成功したものを2段階目、3段階目で生かしていく、あるいは、駄目だったら、また練り直したらよいと思います。

会長：ありがとうございます。長くこういう話があるため、事務局から呼びかけるだけではなく、具体的で、きめの細やかな方法を考えていくこと、また、クオータ制を検討することも必要だと思います。ただし、今のところは働きかけのところを注視していくということです。

もうお一方いかがでしょうか。

それでは、議題2、男女平等推進計画（第5次）の進捗状況（令和3年度分）について事務局から説明をお願いします。

## （2）男女平等推進計画（第5次）進捗状況について（令和3年度分）

事務局より、資料2について説明

会 長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けて皆様からご意見などがありましたらお願いします。

委 員：事業番号77、78等の相談事業について、時間帯が平日かつ日中になっていますが、人によっては平日の日中は難しく、平日の夜や土日のほうが相談しやすい方もいると思います。そういうニーズをどの程度把握しているのでしょうか。また、今後、土日や祝日に相談事業をやるという方向性があるのでしょうか。

会 長：事務局からお願いいたします。

事務局：例えば事業番号77のDV相談について、相談者によって、利用したい時間帯や曜日等いろいろなニーズがあると感じています。現在、DV相談については、国、東京都、警察でも相談を受付けています。国では24時間体制で電話とメールで、東京都では葛飾区よりも多くの曜日で相談を受け付けています。葛飾区のDV相談については、毎週月曜日と木曜日、午前10時から午後5時に受け付けており、稼働率は、令和3年度は約40%、令和2年度は約55%です。DVは社会全体の問題と捉えて、相談者の相談内容や時間帯、曜日等、ニーズに合う相談窓口を利用していただいている状況ですので、葛飾区で、曜日を拡充することは検討していません。

会 長：いかがでしょうか。

委 員：すみ分けをしているということでしょうか。

事務局：DV相談について、どこかで相談につながる窓口が準備されています。例えば国の相談窓口につながり、区で支援が必要だと相談窓口で判断した場合には、自治体の相談窓口を案内します。そういうつながりがあるので、DV被害に遭われている方がどこかの相談窓口につながるツールは全国的に準備されていると認識しています。

委 員：分かりました。ありがとうございました。

会 長：ほかにご意見・ご質問はありますでしょうか。

委 員：2番の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」について、男女混合名簿は、今後

全面的に実施する予定でしょうか。

また、制服のジェンダーレス化に関して、令和3年度に1校導入とありますが、現在どのくらいの比率で導入しているのでしょうか。

会 長：事務局、資料やデータをお持ちでしょうか。

事務局：1つ目の男女混合名簿について、今のところ、小学校で60%、中学校で25%の学校が導入していると教育委員会から聞いています。ジェンダー平等の実現については大変重要な課題であり、令和4年度については、男女混合名簿の必要性や意義等を検討し、ジェンダー平等の意識を高めながら、全ての学校における男女混合名簿の導入に向けて検討を進めていくと聞いています。

2つ目の制服のジェンダーレス化について、令和4年度時点で、中学校10校で導入し、活用されていると聞いています。

委 員：ありがとうございました。

会 長：ほかにご意見やご質問等はございますか。

委 員：2番の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」について、男女混合名簿はすぐできると思います。名簿を作るだけなので、なぜ実施しないのかと思いました。また、小学校、中学校、高校だけではなく、幼稚園や保育園も一緒に実施したほうがよいと思いました。私の子どもが通う園でも名簿が別々になっていたため、先生に理由を聞いたところ、「特に理由はない」と返答があったことから、男女混合名簿の必要性や意義等を認識していないと思いました。また、紙の名簿だけではなく、幼稚園や保育園にある登降園の際のタッチパネルも男女別になっています。「女子」と押してから娘の名前を押す、「男子」と押してから息子の名前を押すことになっており、意味のない分け方だと思いました。男女混合名簿の必要性や意義等の認識が教育界全体に行き渡っていないと思います。制服のジェンダーレス化等は時間がかかると思いますが、男女混合名簿は、区の全ての学校に通達や指針等を出せばすぐにできることだと思います。そういう取組をしてほしいと思います。

事務局：男女混合名簿について、教育委員会から一括で通達を出せばよいということでしたが、教育委員会では、学校で一つ一つの学校長、先生たちがジェンダー平等の意識をしっかりと持って男女混合名簿を入れることを検討すると言っていました。学校については教育委員会、保育園等については子育て支援部に、審議会においてご意見等があったことは伝えたいと思います。ありがとうございました。

委 員：ありがとうございました。お願いします。

会 長：では、お願いいたします。

委員：2番の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」について、私は中学校を出た子どもが2人いますが、中学校に入った途端、男子と女子を校則で縛ることが多いと思いました。女子は、髪が長ければ1つに結ぶ、2つに結ぶとか、男子は、まゆ毛は出す等、ブラックな部分が多いと思いました。小学校までは男女で意識していなかった子たちが、男は男、女は女と型にはめられている印象が強いです。葛飾区では、ブラック校則と言われている部分は、男女平等の視点でも見直したほうが良いと思います。

制服のジェンダーレス化について、導入した中学校10校が参考になると思います。例えばパンツを選ぶ女子がいる学校の校則の指導方法を調べれば、そこまで厳しくしなくても問題ないこと等、制服のジェンダーレス化を進めていくうえで参考になると思うので、10校からほかの学校に広げていく施策をしてほしいと思います。

会長：ご意見ということでよろしいですね。

委員：はい。

会長：お願いいたします。

委員：事業番号18番、男性職員の育児休業の取得について質問です。男性職員の育児休業の取得率のパーセンテージは出ていますが、実際何日間取られているのでしょうか。女性と男性の日数は違ってきますし、育児介護休業法の改正もあることから、民間企業との違い等を知りたいので、集計結果があったらご教示いただきたいです。

事務局：18番の男性職員の育児休業の取得率について、速報値ですが、取得率は41.5%で、日数は96日。昨年は86.1日でしたので、取得率、取得日数ともに令和3年度は増加した状況です。女性職員の取得率は100%で、日数は495.7日と、約1年半です。ただ、女性職員については、令和2年度の実績からすると取得日数は減少しています。

会長：ありがとうございます。

それでは、残りあと10分ぐらいですが、いかがでしょうか。では先に進めさせていただきます。

議題の3番、「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について、事務局のからご説明をお願いいたします。

### (3) 「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について

事務局より、資料3について説明

会長：ありがとうございました。ただいまの説明を受けて皆様からのご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。これまでご発言なさっていらっしゃる方、今の3のところと、総合的にでも結構ですので、ご発言いかがでしょうか。

委員：1つコメントと1つ質問ですが、1つは、男女混合名簿について、ジェンダー平等の理解も重要だと思いますが、まず制度を変えて、それから共に理解を進めていくということも重要かもしれませんので、「男女混合名簿でいきます」とやってしまったほうが早いと思います。

もう一つは、資料2の72番「子どもとその家庭に関するさまざまな相談」について、令和3年度では2,600件の相談があったということですが、児童本人、保護者、親族、関係者からと、この割合はどれくらいなのでしょう。

事務局：男女混合名簿について、まず制度を変えることも大切というご意見が審議会から出ていることを教育委員会に伝えさせていただきます。

資料2の72番、「子どもとその家庭に関するさまざまな相談」につて、相談件数2,600件は、全て新規の相談です。2,600件のうち、児童本人からは19件、保護者と親族からは633件です。養護相談が全体の約6割を占めており、虐待相談が全体の約3割です。そのほかの相談としては、育成や障害に関する相談などが寄せられています。また、新規の受理件数のほかに、継続の相談として約850件子ども家庭支援課で相談を受けていると聞いています。

会長：よろしいですか。ありがとうございます。

Zoomでご参加の方、何かご質問・ご意見ございますか。

では、最後に事務局より連絡事項などをお願いします。

## 8 次回開催日程

事務局：それでは、次の第2回の審議会についてご案内をさせていただきます。第2回の審議会は来年の1月または2月の開催を予定しております。日にちが近くなりましたらまたご連絡をさせていただきます。お忙しい中恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

## 9 開 会

会長：それでは、皆さんといろいろと審議し、ご意見等が出てきましたが、本日の審議会、議題は全て終了いたしましたので、これにて閉会させていただきます。

皆さん、長時間にわたり、また暑い中ご意見などを頂きまして、ありがとうございました。